

栃木県ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物処理計画の変更について（概要）

1 背景（目的）

- P C B特措法第7条に基づき、都道府県は、国が定めるP C B廃棄物処理基本計画（以下「処理基本計画」という。）に即して、区域内のP C B廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画を定めることとされている。
- 国は、高濃度P C B廃棄物の期限内の確実な処理のため、平成28年5月にP C B特措法を改正し、処分期間内の高濃度P C B廃棄物・使用製品の処分・廃棄の義務付けや、都道府県等の報告徴収・立入検査の権限強化などの措置を講じるとともに、これらを盛り込んだ処理基本計画の変更を行った。
→ P C B特措法の改正及び国の処理基本計画の変更内容に即して、栃木県P C B廃棄物処理計画（平成18年8月策定、平成27年12月変更）について所要の変更を行う。

2 主な変更項目

①処分期間の設定

- ・高濃度P C B廃棄物は、計画的処理完了期限の1年前の日までの処分を義務付け
- ・一定の要件に該当する場合は、処分期間の末日から1年を経過した日（特例処分期限日）までの処分を義務付け

廃棄物の種類		処分期間	計画的処理完了期限	処理の場所
高濃度	変圧器・コンデンサー	平成34年3月31日まで	平成35年3月31日	JESCO北海道P C B処理施設（室蘭市）
	安定器及び汚染物等	平成35年3月31日まで	平成36年3月31日	JESCO北海道P C B処理施設（室蘭市）
低濃度P C B廃棄物		平成39年3月31日まで	無害化処理認定施設等	

②高濃度P C B使用製品の廃棄の義務付け

- ・使用中の全ての高濃度P C B使用製品について、処分期間内又は特例処分期限日までの廃棄を義務付け

③P C B廃棄物に関する規制（届出等）

- ・保管場所の変更が原則禁止（例外：環境大臣が認めた場合、同じ事業区域内での移動）
- ・P C B廃棄物・使用製品を全て処分・廃棄した場合の届出の新設

④処分見込量の更新

- ・平成28年3月時点の数字に更新

⑤事業者及び行政等の役割の追加

- ・高濃度P C B使用製品の所有事業者は、廃棄の見込みを届出
- ・県は高濃度P C B使用製品の所有状況の把握や、所有事業者に対する普及啓発及び届出の指導等を実施
- ・県は自ら高濃度P C B廃棄物・使用製品の処分・廃棄を率先して行うとともに、県及び市町が保有する高濃度P C B廃棄物・使用製品の保管状況を公表
- ・県は低濃度P C B廃棄物の確実な処分と低濃度P C B使用製品の廃棄又はP C B除去に努める

⑥掘り起こし調査の実施

- ・高濃度P C B廃棄物に対する掘り起こし調査の完了時期の設定
- ・高濃度P C B使用製品に対する掘り起こし調査の強化
- ・低濃度P C B廃棄物・使用製品に対する掘り起こし調査の完了（汚染確認作業の終了）

⑦適正処理の推進のための指導

- ・県の権限強化を踏まえ、未届けの保管事業者に対する報告徴収・立入検査の実施
- ・保管事業者が不明等の場合には、行政代執行の実施が可能

⑧関係機関との連携

- ・経済産業省関東東北産業保安監督部と連携して、電気事業法における届出制度の活用
- ・宇都宮市やJ E S C Oと連携して、掘り起こし調査や早期処理の取組を実施
- ・P C B使用安定器についても、関係者が一丸となって使用廃止に向けた取組を実施

3 計画期間

- 平成39年3月まで